

令4福情答申第13号

令和5年3月3日

福岡市水道事業管理者

坂本 秀和 様

(水道局総務部総務課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和3年11月26日付け水総第649号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「上水道を直近の2か月で6,000m³以上、または年間36,000m³(平成31年度)以上使用する事業場の水量順一覧 ①事業場名 ②所在地 ③使用水量」に係る公文書一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「上水道を直近の2か月で6,000m³以上、または年間36,000m³（平成31年度）以上使用する事業場の水量順一覧 ①事業場名 ②所在地 ③使用水量」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）については、非公開とした部分のうち、国、独立行政法人及び地方公共団体の機関に係る事業場名及び所在地の部分は公開することが妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年10月20日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年10月12日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った（以下「本件公開請求」という。）。
- (2) 令和3年10月20日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和3年10月29日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、概ね次のように主張している。

- (1) 審査請求書における主張

ア 審査請求人が令和3年10月11日付けで上下水道事業管理者宛に提出した公文書公開請求書には二つの請求内容が記載されている。

つまり、

(A) 具体的な請求の内容

上水道を直近の2か月で6,000m³以上または年間36,000m³以上（平成31年度）使用する事業場の

<第一希望>①事業場名 ②所在地 ③使用水量（m³/2か月、またはm³/年）を水量の多い順に並べたもの

<第二希望>①事業場名 ②所在地を水量の多い順に並べたもの

<第三希望>庁舎内に存在する公文書の①事業場名 ②所在地以外を黒塗りしたものを水量の多い順に並べたもの

(B) 行政情報開示に係る第三者への意見照会の請求

以下は請求書の文面である。

条例により「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため」公開しないという自治体が、ごく稀にある。

しかし、その一方で多くの企業のHPでは環境報告書に工場の排水量・廃棄物排出量・CO₂排出量など様々な環境に関する数値が公開されている。

この時代、企業が水道の使用量の公開を拒否するだろうか。

ある自治体は、上水を36,000m³/年以上使用する企業一社一社にメールで「公開していいか」を問い合わせている。

「正当な利益を害する」かどうか確認されたわけで、優れた情報公開姿勢の自治体である。

簡単に「条例により非公開とする」前に、上記の方法をご検討願いたい。

イ 福岡市からの公文書一部公開決定通知書には、公開しない部分の概要として事業所名及び所在地が、公開しない理由として「事業所名および所在地は公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を

害するおそれがあるため。」とのみ記載されている。

ウ すなわち、(A)の請求に対する条例の解釈からの回答のみであり、(B)の請求に対する福岡市の見解に関する記述もない。

エ なお、他の自治体としては、中部地方以西の大都市はすべて公開されている。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨及びその理由

ア 一部公開としたことについて

各事業場の使用水量は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」（条例第7条第2号）、とりわけ生産技術上又は販売上の情報にあたるものであり、これを公にすると、同業他社との比較や当該事業場の使用水量の増減から、その経営状況等を推測することが可能となり、当該法人等又は事業を営む個人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」（同号ア）がある。

この点につき、審査請求人は、①事業場名及び②所在地を公開するよう求めているが、審査請求人が審査請求書において公開されたと主張している他都市のように、①事業場名及び②所在地を公開し、③使用水量を非公開として回答した場合、公開請求者が、抽出する基準水量や抽出する時期を少しずつ変えて請求することにより、結果的に各事業場の使用水量が限りなく特定され、その経営状況等を把握することが可能となる。

一方で、本市のように、①事業場名及び②所在地を非公開とし、③使用水量のみを公開することは、各事業場と使用水量を結び付けたり、各事業場を識別できたりするものではないため、当該法人又は事業を営む個人の事業活動を害しない。

以上のことから、今回の請求に対し、①事業場名及び②所在地は非公開とし、③使用水量のみを公開するとしたことは正当かつ妥当である。

イ 第三者に対する意見書提出の機会の付与について

福岡市情報公開条例第16条は、公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる旨を定めているものである。

これは、実施機関に対して第三者に意見書を提出する機会を付与することを義務付けるものではなく、また、意見書を提出した第三者に対して、公開決定等についての同意権を与えたものでもない。

法人等の事業に関する情報の公開等についての考え方は、アで述べたとおりであり、仮に、第三者から意見書の提出を受けたとしても、実施機関における公開等の決定に影響はない。

したがって、今回の請求に際し、第三者に意見書提出の機会を付与しないとしたことは正当かつ妥当である。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

- (1) 審査請求人は、本件公開請求において、上水道を直近の2カ月で6,000m³以上または年間36,000m³以上（平成31年度）使用する事業場の①事業場名、②所在地及び③使用水量の一覧表の公開を求めている。

なお、審査請求人は、③使用水量が非公開情報に当たると判断される場合は、①事業場名及び②所在地の一覧表の公開を求めるなど、他の公開の方法についても提示している。

これに対し、実施機関は、実施機関が保有する水道料金を管理するためのシステムから審査請求人が求める情報のデータを出力した一覧表を本件対象文書としており、当該特定に関し当事者間に争いはない。

- (2) 実施機関は、本件決定に係る決定通知書の「公開しない部分の概要」の欄において、本件決定における非公開決定部分を①事業場名及び②所在地と特定し、「上記の部分を開示しない理由」の欄において、当該部分は条例第7条第2号アに規定する非公開情報に該当すると理由を説明しており、これらの部分を被

覆した上で本件対象文書を公開していることが認められる。

この点につき、当審査会において確認したところ、実施機関は、事業場名、所在地及び使用水量を組み合わせることで明らかになる情報（以下「各事業場の使用水量」という。）が、条例第7条第2号アに規定する非公開情報に当たると判断したうえで、仮に、審査請求人が求めるように、事業場名及び所在地を公開し、使用水量を非公開とした場合、今後、基準とする水量や時期を少しずつ変えて請求することにより、結果的に各事業場の使用水量が限りなく特定されることとなることから、このようなおそれのない公開の方法として、事業場名及び所在地を非公開とし、使用水量を公開とする本件決定を行ったとのことであった。

- (3) したがって、当審査会としては、まず、本件対象文書に記載された各事業場の使用水量の条例第7条第2号該当性について検討を行うこととする。

3 各事業場の使用水量の条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号アについて

条例第7条第2号アは、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書に定める情報を除いて、非公開情報と規定している。

また、「正当な利益を害するおそれ」とは、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等又は事業を営む個人の正当な利益が、具体的かつ明らかに侵害されると認められる場合を意味すると解される。

(2) 条例第7条第2号ア該当性について

本件対象文書に記載された各事業場の使用水量は、平成31年度において各事業場がどれだけの上水を使用したかを示すものである。

当該使用水量が明らかになると、福岡市のホームページ等で公表されている情報と照合することにより、事業場を運営する法人等が負担する水道料金を算

出することが可能となり、一般には公にされていない財務状況の部分、すなわち法人等にとって重要な必要コストとなる光熱水費に係る経費の一部が明らかになることとなり、同業種の法人等との比較や使用水量の増減などから法人等の経営状況が推測される可能性があると考えられる。その結果、同業種の法人等との間において事業運営上不利な立場に置かれるなど、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できないことから、当該使用水量は、条例第7条第2号アに規定する非公開情報に該当すると判断する。

4 本件決定について

(1) 上記3のとおり、本件対象文書に記載された各事業場の使用水量については、条例第7条第2号アに規定する非公開情報に該当すると考えられるところ、上記1(2)のとおり、実施機関は、事業場名及び所在地を非公開とし、使用水量を公開とする本件決定を行っていることが認められる。

そうすると、事業場名及び所在地を公開した場合、すでに公開されている使用水量の情報と合わせて、各事業場の使用水量が明らかとなり、法人等の事業活動の自由を保護するという条例第7条第2号アの規定の趣旨に沿わないこととなることから、事業場名及び所在地を非公開とし、使用水量を公開とする実施機関の判断を妥当とするほかない。

(2) 一方で、当審査会において見分したところ、事業場のなかには、国、独立行政法人及び地方公共団体の機関が含まれていることが認められる。

上記機関については、条例第7条第2号に規定する法人等からは除かれることから同規定の適用を受けず、また、本来、その経営状況を公にすることが求められている機関であり、各事業場の使用水量が明らかとなったとしても、同機関の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、本件公開請求における事業場名及び所在地のうち、上記機関に係る事業場名及び所在地については、公開とすることが妥当であると判断する。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関が、条例第16条第1項に規定する第三者に対する意

見書提出の機会の付与を行うべき旨を主張している。

当該規定は、公開請求に係る公文書に第三者（市、国等及び公開請求者以外の者）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、慎重かつ公正な公開決定等を確保する観点から、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を付与することができる旨を定めたものである。

同規定は、実施機関に対して第三者に意見書を提出する機会を付与することを義務付けるものではないことから、当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上により、本件各決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年11月26日	実施機関からの諮問
令和4年2月10日	実施機関の弁明意見書を収受
令和4年12月14日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和5年1月18日（第2部会）	審議
令和5年2月13日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、石森久広、北坂尚洋、山下亜紀子